

厚生年金基金の特例解散に伴う母体企業の税務上の取扱い

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「健全化法」という。）の公布に伴い、厚生年金基金の特例解散に係る母体企業である法人の税務上の取扱いについて、国税庁と調整の上、以下のとおり整理いたしましたので、参考としてください。なお、実際の処理については、関係法令及び関係指針等に従って行うようお願いいたします。

健全化法により承認された納付計画に基づいて最低責任準備金の不足額を分割納付する場合、解散する厚生年金基金と設立事業所の事業主は、納付計画を作成して厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。

この納付計画が承認されると、日本年金機構から設立事業所宛てに納付すべき徴収金の総額が記載された納入告知書が送付されます。

このような手続を経て、各法人が納付すべきこととなる徴収金の損金算入については、次のいずれかによることができます。

<原則的な取扱い>

日本年金機構から送付された納入告知書が到達した日の属する事業年度において、その告知書に記載された徴収金の総額を一括して損金の額に算入する。

<その他の取扱い>

納入告知書に記載された徴収金の総額を一括して損金算入することに代え、納付計画に従って実際に納付した額をその納付した事業年度において損金算入することもできる。

（注）この取扱いは、原則的な取扱いを採用しない法人について適用できるものであるため、会計上、実際の納付時に費用計上（損金経理）することが必要。

〔参考〕

徴収金に係る加算金については、その納付時に損金の額に算入することができる。